

JR北の安全、原発など68項目で政府交渉

道民要求実現へ



政府交渉の記録(2013・11・21～22)

2013年11月21日(木)

農林水産省、防衛省、外務省、総務省、内閣府、文部科学省

2013年11月22日(金)

経済産業省、国土交通省、厚生労働省

参加者

紙智子・大門実紀史両参議院議員

畠山和也道政策委員長、森つねと道国政相談室長

真下紀子道議会議員、熊谷桂子夕張市議会議員

菊地葉子小樽道政相談室長、田中啓介札幌西区くらし・福祉対策委員長

原島則夫道アイヌ対策委員会事務局長

日本共産党国会議員団北海道事務所

札幌市東区北12条東2丁目3-2

☎011-750-6677 FAX 011-750-6678

【農林水産省】

1、水田・畑作経営所得安定対策について

(1)水田・畑作経営所得安定対策は、2014年度も継続すること

【回答】引き続き継続する。いま報じられている見直しは、コメの直接支払交付金で10aあたり15,000円を見直し将来的にはなくそうということ。米価変動補填交付金は来年度から廃止ということ。畑作物の直接支払交付金は単価の見直しをさせていただく。

【島山】変更過程で農民から不安と不満が出されている。今回またかと報道でかなり衝撃的に受け止められた。

【農水】誤解を招く表現で出てしまった。制度の見直しは、与党のプロジェクトチームで議論をしている。政府見解としては言えない問題がある。与党が決めれば、我々も動き出す。

(2)現行制度を前提に、既に2014年の小麦やなたねを作付しています。農業関係者や自治体との十分な議論もないままの制度変更は生産現場に混乱をもたらします。制度の見直しは、十分な議論と周知期間を設けること

【回答】単価の見直しはあるが、大きなフレームの見直しは今回ない。四年間かけて需給調整の見直しはしていき、30年産から国が生産数量を調整しなくてもいいようにする。たちまち制度を変更するものではない。

2、漁業燃油の急激な高騰にたいして、政府として補てんすること

昨年からはじまった漁業用燃油緊急特別対策の発動条件を引き下げること

【回答】今年6月に制度拡充し、H26年までの時限立法だが原油価格が62円/ℓを超えて発動し、3/4を国が助成する。2013年度は7～9月から発動している。

【島山】発動ラインがA重油95円/ℓと原油62円/ℓと二重になっている。

【農水】原油価格の62円が基準です。95円は、わかりやすくということで出した。全国では地域で価格の差もあり、京浜地区の価格で目安として95円を出した。

【島山】北海道は、五つの油槽所がなくなり、輸送コスト、流通コストがかかって95円を超えても、原油で62円を超えないと発動しないという事への不安がある。発動基準を下げるとか、わかりやすい仕組みにしてほしい。そのほうが使い勝手もよくなる。

【農水】いま高止まりの現状から発動するまでに距離がある。価格高騰対策というか別の対策が求められるのではないか。

3、農業共済事業への国庫負担分を予算措置すること

【回答】前年度と同額を予算要求している。

4、さらに就農が増えるよう、青年就農給付金の給付要件を緩和すること

【回答】親元に戻り経営を継承する場合は、返還の対象にしないようにと予算要求をしている。現行は就農することが前提で、自営就農や農業法人に就農雇用のときは返還しなくてもよいが、親元に戻って経営継承する場合でも返還しなければならない制度を改善して要求している。経営開始型は、農地の貸借は、親族からの貸借でも可能とする制度改善で来年度予算要求している。農地の半分を父親から借りるならば給付の対象だが、すべて農地を借りた場合は給付の対象外が現行制度で、これを改善する。

【島山】要件緩和など引き続きよりよいものにしていただきたい。

【農水】改善できるものから改善していきたい。

【防衛省】

1、千歳・矢臼別など各演習場にて、深夜・早朝・搾乳時間の航空飛行訓練・砲撃訓練はおこなわないこと

【回答】北海道の各演習場の早朝、夜間の演習をしないようにしている。例えば、矢臼別では搾乳時間の午前5時から8時30分、16時30分から19時まで射撃訓練は実施していない。ヘリコプターの飛行訓練は、早朝夜間での離発着はできるだけ控え、長時間のホバリングも極力しないようにしている。千歳飛行場は、通常の飛行訓練は周辺の騒音軽減に配慮し、深夜早朝の訓練はできる限り控えている。騒音軽減を可能な限り地元のみなさんの要望についても配慮していきたい。

【畠山】矢臼別で今年、真夜中の2時から3時にヘリの訓練をやらせてくれと要請を出していただけないか。町は許されないと昨年も回答しているのにまた出すとは何事だ。町との信頼関係を壊している。米軍の演習で場外に着弾した時、周辺四町で申し入れようと思っていた時に、米軍が勝手に訓練をはじめ、怒りの声が渦巻いた後の9月にまた、このようなことを出すこと自体が論外だ。

【防衛】できるだけ地域住民のご理解をいただけるようにしたい。要望自体は持ち帰らせていただく

【畠山】矢臼別は、米軍との関係を含めて何回も要望してきた。町の要望をしっかりと受け止めるべきだ。

2、航空機の騒音に対する防音区域を拡大するとともに、規制値を航空機騒音基準の70w値にあらためること

【回答】70W（屋内60W）になるように、住宅の防音工事している。70W未満の地域の防音工事については、現在75Wの地域の防音工事の進捗状況をふまえて検討していく。

3、砲撃騒音の防音対策区域を、航空機騒音基準の70dbまで拡大すること

【回答】70W地域の住宅防音工事の進捗状況をふまえて検討して行きたい。

4、千歳市での騒音測定箇所を、現在の2カ所から5カ所程度へ拡大するとともにコンターを見直すこと

【回答】自動騒音測定装置は、千歳市4ヶ所苫小牧市1ヶ所にある。コンターを70Wに見直すかは、全国を調査している。防音工事の進捗状況を検討する。見直しは逐次やってきており、千歳についても時期は明言できないが検討していく。

【畠山】千歳市の要望でもある。市の10月の騒音測定値では、青葉で86W、住吉で80Wだ、防音工事の対象を70Wに拡大してほしい。

【防衛】全国の自治体から同様の要望が受けている。75Wの地域は、防衛施設周辺対策としても重要と位置づけて予算獲得に努めたい。工事の進捗状況を見ながら拡大していくことを検討していくことは考える。

5、全道各地でおこなわれている、自衛隊の市街地行進や市街地歩行訓練をとりやめること。

【回答】市街地行進は、記念行事、パレードは地域住民の自衛隊の任務・役割を一層理解深め自衛隊の信頼を高めてもらうために必要であり、実際の任務に使う装備を見ていただくのも有効でありご理解いただきたい。市街地歩行訓練は、自衛隊の徒步行進能力を維持するために訓練を日常的に行っている。朝夕の通勤通学時間帯は避けている。道路使用許可、警察にも届けている。武器の携行も警察に通知し弾薬は携行していない。

【森】早朝、真駒内から丘珠まで歩いている。散歩していた市民から「何かあったのか」と事務所に電話が入った。訓練の一環というが、迷彩服を着て武器をもってやる必要はない。住民の平穏

な暮らしの中に武器や装備で、入ってくるのをやめていただきたい。歩行行進訓練なら基地内でもできる。

【防衛】市民の安全のための訓練が前提と思うのでやらせていただく。

【大門】自治体がやめてくれと言ったらやめるのか

【防衛】訓練自体は必要と考えていますので、やることを前提に理解を得られるようにしていく。

【大門】自治体がやめてほしいと正式に申し入れしても強行してやるのか、そういう意味なのか

【防衛】強行ではなく、調整してご理解を得てやりたい。

【大門】理解を得られるよう努力するけれど、理解が得られないときはどうするのですか。

パレードとか記念行事は、やめてほしいと言われればやりにくいですが、訓練はどうか

【防衛】訓練という性質上、一概に「やめます」とはいえない。

【大門】必要性があれば「やる」というのはダメだ、自治体の理解が得られなくて、やめてと要望したらやめる場合もありうるのでしょうか。理解が得られないケースだから、自治体としてやめてくれというのは相当なことですよ。最後の判断を聞いている。

防衛省は、「理解を得て」繰り返し、明確な回答を明言しない。

最後に、大門氏が「矢白別のことは米軍に伝えるのか」と念押ししたにもかかわらず、「担当者が来ていない」とし、また、担当者に伝えるとも確約しない防衛庁の態度を批判し、防衛庁の国会連絡室を呼び出して矢白別の問題を米軍にしっかり伝えるよう申し入れた。

【外務省】

1、人道的支援の受け入れ病院として役割を担う市立根室病院を、四島交流の拠点病院として位置づけること

【回答】中標津、札幌でも受け入れている。人道支援を行うということで信頼を得ている。その観点から根室にも尽力頂いている。外務省として特別予算を付けることは難しいが厚労省に受け止めてもらえることができるか、案件案件で検討していきたい。平和条約締結に寄与したい。

【畠山】地元では震災の心配がある、千島住民の支援事業として考えてほしい。

【外務】厚労省とも相談し、また、関係省庁として連携していきたい。

【総務省】

1、夕張市について

(1) 人口流出が続いている現状をふまえ、債務縮減と再生計画の期間短縮をはかること

【回答】地方財政健全化法に基づく財政再建計画にそって着実に取り組まれている。再生計画の中でも、地域活性化の取り組みを国、道の三者連携を密に支援していきたい。

(2) 憲法に定められた最低限度の文化的な生活を保障し、人口流出を食い止めるためにも、市民生活の向上へ国も責任を負うこと

【回答】夕張市が行う定住対策、少子化対策のとりくみなど、国も三者と連携を密にし、協議の結果可能なものは財政再建計画の変更なども計画の中に計上して事業を実施してもらっている。

(3) 行政機能を維持するため、市職員の待遇・体制確保へ国として対応を進めること

【回答】夕張は、不断の行政改革を求められている。行政サービスの提供に必要な執行体制の確保も重要な課題と認識している。国、道と夕張市の三者で協議していきたい。

熊谷市議は、小学、中学校の校長先生や市の職員、保健師、若い職員、PTA、市内各団体からも聞き取った夕張の現状や実態を伝え、小中学校の支援員の増員、教職員の加配、職員不足の中でも市民サービスを低下させないよう頑張っている市職員の姿を文章にしてまとめたものを伝えました。

特に最後は、夕張の破綻は、国、道、企業の責任であることは研究者の中で常識だと告発、企業が所有していた住宅や水道、学校、浴場を夕張市が583億円かけて買い取ったこと、赤字隠しも国と道が容認してきたことを指摘し、そもそも国のエネルギー政策の転換による閉山処理負担は、本来国と企業が負担するものであり、市に押し付けるのはおかしいと国の責任による特別の支援を要請しました。

総務省の担当者は、最初の回答を繰り返すのみで、国の責任について一切触れません。大門議員が、根本的解決は政治の問題としながらも、夕張の現状はどんどん悪くなっている実態を切々と訴えられているのだから、総務省として今の範囲でやれることはやってほしい、労働災害は待ったなしで、どこであっても手をつけなければならない、関係省庁と連絡をほしいとと要請した。

2、多くの自治体病院は経営の困難を抱えており、負担軽減のためにも、医療機器・医療薬品等での消費税はゼロ税率を適用すること。また、交付税措置等の拡充をはかること。

【回答】地域において必要な医療体制が確保されるよう、へき地医療、小児科救急医療など不採算部門への交付税措置を拡充し、来年度も所用額を確保している。適切な財政措置がくめるよう頑張ってもらいたい。

3、地方自治体職員に関して

(1) 2007年の総務省通達により、技能労務職員の賃金見直し・民間委託等が進んだことで様々な困難が生じている。その間に、偽装請負が社会的問題になり、東日本大震災の経験から技能労務職員の役割も再認識されている現状をふまえ、当時の通達の見直しを検討すること。

【回答】技能職員について、職務の性格をふまえ内容や同一類似の職種の地方公共団体、民間の同じ事業者の従業員の給与を考慮することが法律で求められている。給与の種類、基準は条例で定められている。特に技能職員については、同種の民間業者に比べて高くなっているのではないかと、という国民の厳しい批判があって、地方公共団体の給与の情報開示をすすめながら国民の納得が得られるよう適正な給与にしていくことが重要だ。

【畠山】回答ががっかりだ。通達がでてから偽装請負が発生し、自治体も混乱している。東日本震災で現業職の役割の大きさもわかってきた。地方自治体が、行財政改革プランを進めて、ある町では現業職を含めて職員の1/4を減らしている。地方自治体が疲弊していて限界に来ていることを認識するべきだ。

(2) 行財政構造改革による地方公務員削減が進み、業務量の増大と長時間労働、精神疾患などが広がっており、実態調査や健康被害防止をはかる具体的措置を国として進めること。

【回答】原則として厚労省所管の労働安全衛生法が適用される。地方公共団体は、安全衛生管理体制の整備など様々に責務があり、総務省は、地方公務員法の規定で地方公共団体の人事行政への関与、他の行政分野以上に最小限になってはならないとなっている。所管の会議などで公務員の安全衛生管理体制の整備やメンタルヘルス・・・促進で助言や注意喚起などを行っている。実態把握については、地方公務員の健康状況を調査しており、その報告書を地方公共団体に配布している。

4、地域の雇用を創出するうえで、地域経済循環創造事業交付金の規模を拡充すること。

【回答】拡充する。26年度は35億円を予算要求している。地方公共団体が事業を起こし、雇用をつくるもの。地域経済のイノベーションサイクルとして全国展開する。

【畠山】自然エネルギーの活用を含めて色々なアイデアがでてきている。使い勝手の良いものにしてほしい。

5、燃料高騰が続くなか、自治体の福祉灯油制度への助成を強めること。

【回答】原油価格の動向を注視し、自治体の意見も聞いて関係省庁と連携していく。

地方自治体での福祉灯油制度で、新たな財政が発生していることについて、今後どれだけ燃油価格が上がって行くか、注視しつつ地方公共団体の要望や実情をお伺いして行く。政府全体の取り組みとして、どういった取り組みを行うか各省庁と検討していく。

【内閣府】

1、日本の農林水産業に大打撃を与える環太平洋連携協定(TPP)の交渉から直ちに離脱すること

【回答】アメリカ・ソルトレイクシティで交渉中、シンガポール 12/7~10 閣僚会議で、年末妥結めざしている。いろんな分野を協議、調整が進んでいる。衆参農水委員会の決議に背くことはないと思う。

【菊地】2兆円の経済効果が失われるという試算もある。医療や保険なども含め国のあり方を変えるTPPから離脱すべき。

【内閣】要望は受け止めます。医療などは議論されていない。

2、局地的自然災害が増加するも、被災者生活再建支援法の対象を拡大すること

【回答】支援法の対象にならなかった地域や世帯でも人でも、都道府県が同様の支援を行うならば、総務省の特別交付金で1/2負担する。

【森】被害の大小にかかわらず個人、地域に支援が届くような制度にしてほしい。

【内閣】道庁が速やかに対応できるように支援していく。

3、アイヌの生活と権利の保障について

(1) 白老町に建設する国立博物館を含む「民族共生の象徴となる空間」の予定地は国が取得し、企画の段階から運営に至るまでアイヌの人々を主体にすすめること

【回答】国が土地を取得し、運営についてもアイヌの人々を主体的に参加してもらうよう努力する。

(2) 研究機関で保管しているアイヌの遺骨について、アイヌの意向を最大限尊重するため、遺骨を元の地に戻すこと

【回答】アイヌ政策有識者懇談会、アイヌ政策推進会議などで、遺骨は象徴空間に集約すると方針が出されている。返還できるものは返還していく。元の地に戻すことは理想だが、民法上は祭祀承継者に適切に返還するとなっている。誰に返還するのか、個人でなく地域単位もありうるのか法的論点も含めて整理しなければいけない。

【原島】遺骨の返還について、北大はぞんざいな態度とっている。

【内閣】遺骨を掘り出した地域は、特定されている。象徴空間に集約する事になっている。

【原島】遺骨の扱いについて、まずアイヌに謝罪したうえで、掘り出した地域は特定されているのだから遺骨は元の地に戻されるべきものだ。

【内閣】地域の人が継承するとなればできるようにしたい。地域に返還するという事が合法的にできるか検討したい。(民法897条)

(3)アイヌ民族の生活向上はじめ、アイヌ民族の歴史・文化の継承者の育成に努めること

【回答】道のアイヌ生活向上に国が支援していく。道外に居住している人に、どういう対策が必要か検討している。伝承者の育成をさらに強めたい。

【文部科学省】

1、学校教育活動と不離一体である学校現業職員において、学校教育法・教職員標準定数法等に明記し、法制化すること

【回答】学校設置者が決めて配置されている。法制化の考えはないが要望の背景を伺っておきたい。

【畠山】北海道の定時制高校では、栄養士が一人もいなく調理師が献立を作っている。偽装請負になるため請負が来ても現場では指示ができない。現業職員と先生がいる場面で、目の前で生徒のトラブルが起きた時に、現業の方はトラブルに関わらないでほしいと元請けからいわれる。子どもたちから見て、教員も現業職も同じ立場とみられる。教育上好ましいといえない状況がある。学校教育法で適正化され配置されるのであれば問題は解決する。現場が混乱しているので調整してほしい。

【文科】調査すると言えないが、現業職員をどうするのか全体的にどうしていくのか、課題の一つと考えている。今後、どう整理できるのか検討していきたい。

2、国の責任で、35人以下学級を早期に実現すること。

【回答】今年8月に文科省内の検討委員会のまとめでは、H26年～32年まで小学3年～中学までの35人以上の学級を解消する。来年度予算は教員3800人増の改善要求している。

3、道教委による「学校における国旗及び国家に関する指導(通知)」(2013年7月24日)は、教育課程の変更を迫り学校長の権限を侵すとともに、国旗・国歌法制定時の答弁からも逸脱しており、撤回・是正を求めること

【回答】市町村教育委員会に国旗・国会の指導が適正に行われるよう指導の徹底を図るために出した。(学校の)編成権については、道教育委員会が各学校に必要な指導ができることになっている。適切に判断したものと認識している。

【畠山】2学期に指導というもので、現場の混乱を引き起こしている。混乱を起こしている問題と認識してほしい。道教委が、編成権への指導ができるとあるが中身を見るべきだ。

【文科】無制限に校長が編成できるものではない、国や教育委員会が法令で何らかの定めを出すことはある。

【畠山】全国でやられても文科省は容認するのか、恒常化されれば編成権を侵害することになる。しかも現場に教育委員会が行きますよとなり混乱している。

【文科】編成権について議論があるということには、受けたまわった。

4、幌延町・深地層研究センターについて

(1) 大量の地下水やメタンガス等があふれ、崩れやすい地質である同センターは廃止すること

【回答】地下水、メタンは全国どこでもでる。原子力政策に沿って行っている。最終処分場にしないという協定を結んでいる。地下水、メタンがどれだけでたら危ないかを研究している。今後の廃止を含めた具体的研究計画を日本原子力研究開発機構から聞いて対応していく。研究計画について、地元で頭を下げてお願いする場合もある。

(2) 現研究の終了時期を、国が責任をもって明確にすること

【回答】原子力機構では、深地層研究施設で行うべき研究施設の計画を担当理事が主査になって

チームを設置し、26年9月末まで策定すると盛り込まれていて、この中で幌延の深地層研究計画における重点課題や実施内容を検討する予定となっている。国全体では、最終処分事業の今後の進め方について資源エネルギー庁で検討していて、それを踏まえて今後幌延深地層計画に関して、どう研究して行くのか、終了をどうするのか考えていく必要がある。

【**畠山**】当初発表された予定年数は、約20年で間違いないか。

【**文科**】間違いない。計画を策定した段階では20年程度と考えている。

【**畠山**】次の計画は、独立行政法人最終の5年間のガイドラインにしていくことになるが。

【**文科**】計画を策定した時は、今の地層処分のあり方に関して計画に基づいていますので、今後国の政策が変わって、規制とかが変わり国として研究しなければいけないものが出てきた場合、もしかしたら計画自体の変更をさせて頂くという願いはあるのかもしれない。

【**畠山**】そこが大問題になっている。道民全体が最終処分場になるのではないかと心配している。研究は20年間だと道は、地元にも農家にも説得して了解を得た。今はその時の合意を守るべきであり、地元の思いを受け止めてほしい。

【**文科**】最終処分場にしないと協定に書いてある。国、文科省、エネルギー庁が、地層処分について責任をもってどうやっていくか、今あるものをどうにかしなければいけない。H20年頃になって別の場所につくるということもあるし、また幌延、北海道にご迷惑をかけるが、頭を下げて計画の変更をお願いするという可能性はあるかも知れない。

【**畠山**】20年後も、まだやるということか。

【**文科**】必要がなければやめてもよい。研究の成果を持って、他でもできるとなれば止めるが、20年間の研究で、研究する事象が出てきたのに、やめるというのは国として無責任となる。

【**畠山**】幌延は、研究施設に不相当だ。現地では、最終処分場への露払いではないかと心配している。20年という説得で受け入れた、約束を守るべきだ。

【**文科**】地元の人が難しく、三者協定を結べないと出来ていない。

5、返済義務のない奨学金制度を創設すること

6、高等学校の授業料無償化措置を継続すること

【**回答**】今国会で高校授業料無償化見直し法案を審議いただいている。910万円以上の世帯に所得制限を設けて負担していただき、捻出された財源で返済義務のない給付型の奨学金、低所得者対策を考えている。

【**森**】高校授業料無償化の見直しと奨学金創設は別次元の話、一緒に議論すること自体論外だ。明らかに後退であり政府は国際人権規約の留保を撤回したわけで、世界の流れにそって充実するよう尽力すべき。

7、特別支援学校・学級での教育環境が、生徒数の増加にともない悪化している状況にあり、国として調査をするとともに環境改善を進めること

【**回答**】全国調査でも生徒が増加しており、必要な予算を確保していく。小中学校の支援員についての予算は、H19年度は250億円、今年度は500億円を要求している。国の政策経費もH24年度は1億円、H26年度は30億円規模を要求しており、様々な支援が必要な障がい児に人的、物的支援をしていきたい。

8、全国的な特別支援学校の過密化を解決するために、障害児学校の設置基準を策定すること

【**回答**】教室不足を計画的に解消していく。調査をして解消してほしいと都道府県に要請している。設置基準については、自治体に柔軟に対応し、カーテン教室は解消していかなければいけないものと思う。

【経済産業省 3011】

1、泊原発の再稼働を容認せず、停止している今のまま廃止・廃炉を決断すること

【回答】国民生活、経済活動に支障のないよう考えなければならない。総理は今後、低減をはかる方向性を発言されているが、短中期的には原発は重要電源として使用していく方向性について述べている。安全規制庁の新規制基準の審査を通った、安全が確認された原発について再稼働をしていく。廃止・廃炉という決断には、なかなか至らない。

【菊地】すべての原発が停止したもとでも、国民生活も経済面でも何の心配もない。福島原発と同様の事故が起きれば、北海道全域に放射線の影響は避けられない。「想定外」では済まされない。泊原発は8月の大雨で3号機の湧水ピットがオーバーフローする事故も起きた。原発はなくし、再生可能エネルギーにシフトすべき。

【真下】住民の避難計画は、ひとつもできていない。住民の安全をどう考えているのか。避難計画もなしに、原発を設置すること自体が問題だ。経済活動優先というが、そのもとで風評被害も起こり、経済面でのマイナスの影響も出ている。水密扉もなく、雨水が完全に放射線管理区域に流入してくるような構造を放置していた。再稼働などと簡単に言うべきではない。原発は危険です。避難計画のないもとでは動かさないと、はっきり言うべきだ。

【経産】国民生活を支えるために経済活動も大事だ。防災計画はこれまでもあったし避難計画はいま、道が主体となって策定を進めている。道民の安全、地元の理解のもとに再稼働することになっている。3・6兆円の化石燃料等の増加、火力発電所の負担が増え、故障率が上がっている事実もある。火発の投資にも、原発の廃炉にも費用がかかる。安全を確認したうえで、安定的で安い電源である原発を再稼働したい、というのが私どもの考え。

【真下】国策としてやっていて、(避難計画は)すべて道任せか。新しい火発は技術の向上で燃料効率が良くなっている。(コストについては)原発依存のエネルギー政策に北海道電力が追従した結果、火発投資が少なかった結果、こういう状況になっている。原発こそ不安定な電源だし、いつかは廃炉にしなければならない、再稼働は絶対に認められません。

【紙】再稼働すれば、処理の技術が確立されていない使用済み核燃料が貯まるだけ、再稼働をしないという決断をすべきだ。

2、灯油、燃油価格は、国際相場の高止まりと円安で、北海道の灯油価格は1ℓあたり100円、重油・軽油価格も高騰し、道民生活と中小零細企業、農業、漁業者の経営を圧迫しており、緊急に価格高騰を抑えることが必要です

(1)元売り会社の便乗値上げや売り惜しみを許さない監視体制を強化するとともに、価格設定の透明化をはかること

【回答】世界経済、原油市場の変動に影響を受ける。石油元売り各社は、夏の間、灯油をタンクに貯めて全国に灯油の在庫が300万ℓを超える水準に達しており、これくらいあれば大丈夫だろう、という水準だ。私どもから石油元売り各社に対して、特に冬の時期の灯油の安定供給にむけて万全を期すこと、必要があれば輸入・増産して対応すること、を話している。

便乗値上げが仮にあれば、公正取引委員会の独占禁止法(違反)になる。資源エネルギー庁と公正取引委員会が密に連携とって、そういう動きがないか監視し、対応している。

「石油製品モニタリング調査」を委託し、毎週月曜日時点の価格を調査、2日後の水曜日に発表している。軽油や灯油も週1回監視をしている。引き続き監視したい。

【畠山】北海道は石油製品の依存度が高く、経営上も負担が大きい。地域からの悲鳴の声も上がっ

ている。価格の高止まりの状況への対策など全般的な対策をお願いしたい。

【経産】政府として各省庁と知恵を出して考えていきたい。

(2) 中小零細企業支援策として、駆け込み 110 番のような機関を設置し、周知の徹底をはかること

【回答】「下請かけこみ寺」が各都道府県にあり、相談員が常駐して無料で悩み相談を受けている。相談員では手に負えないものがあれば、弁護士が対応している。みなさまに知られていないということであれば、私どもも反省し、使ってもらえるように周知したい。自分のビジネスに見合った補助金がないとか、制度のご相談であれば、北海道経済産業局に専門の相談ナビダイヤルがある。

3. 産炭国石炭採掘・保安技術高度化事業の長期継続をすること。

この事業は、平成 26 年度で終了予定。坑内掘りの稼働炭鉱での研修は、エネルギーの安定的供給と多様性を確保する重要なものであり長期の存続が求められる。そのために研修の充実と研修国の拡大を求める

【回答】この事業は、平成 13 年度の石炭政策終了後、平成 14 年度から十年以上にわたって実施し、ベトナムと今年から中国の研修生を受け入れている。事業の必要性等をもう一度精査し、平成 26 年度についても継続すべく、来年度の予算要求をして財務省と調整している。まず平成 26 年度の予算要求のプロセスにのっとり、努力していきたい。

【真下】ベトナムで、研修事業拡充の要望を受けてきた。日本は石炭の燃焼効率を良くする技術があり、環境負荷を低減するためにも広げてほしい。

【熊谷】(CBMの活用にも力を入れているが、)夕張の地下には高カロリーの石炭がたくさん眠っており、町おこしや雇用のためにも“宝の山”を使ってもらいたい。

【経産】途上国では引き続きある程度の石炭火力発電を使用していかなければならない実態がある。日本には非常に効率の良い技術があり、CO²の排出削減や産業支援の観点からも、こうした事業を頑張っていきたい。(夕張の)石炭の研究・開発の取り組みは承知している。コストのこともあり、すぐに(夕張の石炭を)北海道電力に使うよう指導することは難しいが、検討していきたい。

【国土交通省】

1. 安全確保を JR 北海道まかせにせず、公共交通を守るべく国が責任で以下のような対策をとること。

(1) 外部の有識者を加えた安全運行についての第三者委員会を政府内に設置すること

【回答】他社や JR 北海道の取り組みを踏まえたうえで、その必要性を含め検討する。

(2) 保線や車両に関する JR 北海道の曖昧な安全基準の表現をただすよう指導するとともに、安全基準を個々の事業者まかせにせず、国が全国统一の基準を作成すること。その際、北海道については、積雪寒冷地、長距離走行で線路や車両に大きな負荷がかかるという特有の条件を考慮した厳格な安全基準にすること

【回答】国が数値等の一律の基準を定めずに、性能に関する基準を定めているのは、地形や気候などの自然条件、運行頻度や速度など使用条件が異なることから、輸送の安全に責任を負う鉄道事業者が、個別の条件を十分に踏まえて安全確保に適切な基準を定めることが適当であると考えているから。仮に、国が数値等の基準を一律に定めた場合、例えば、限定的な条件（に対応できなかったり）、十分な安全の確保がされない恐れがあります。最も厳しい条件を基準とした場合には、過剰な規定となる。輸送の安全の確保上、適当ではないと考えている。性能に関する基準につい

ては、常に輸送の安全性を向上させる観点から新たな基準を整備し、既存の基準を改正すること等により、適切に見直しを行っている。

(3)新たに明らかになったレール検査データの改ざんについて、徹底した原因究明と情報公開、再発防止策を示すこと

【回答】現在、JR 北海道に対して、特別保安監査を実施し、本社や保線の現場に立ち入り、計測データの改ざんや、なぜこのような改ざんが行われたかといった背景、動機等について徹底的に調査を行っている。まずは事実関係を十分に把握することが先決だ。

(4)安全統括管理者の機能を発揮し、必要な監査を行うこと

【回答】1 回目の監査のときに、JR 北海道の本社で各部門の現場の把握ができていない、また安全統括管理者によって統括管理する体制が不十分だと確認されたので、10 月 4 日に改善指示を出し、業務体制の改善と安全統括管理者による、毎日の始発列車運行前の安全確認を指示した。引き続き特別保安監査等を踏まえて、安全統括管理者の機能が十分に発揮され、輸送の安全を確保して、利用者の信頼を取り戻すことができるように、適切に対応していきたい。

(5)経営問題まで踏み込んだ鉄道監査を行うとともに、鉄道安全監査官を増員し、十分に現場を調査できる体制にすること

【回答】保安監査は、どの事業者に対しても同じような監査をするのではなく、トラブルの発生状況とか、それぞれの列車の運行条件に応じて、メリハリの効いた監査を行うことが必要と考えている。特に今回の特別保安監査は、通常の土木、電気、車両、運転という 4 分野に加えて、経営体制を含む幅広い観点から監査を実施している。これらに対応した監査員を、従来にも増して配置している。軌道変異が基準値を超えていながら放置されていた問題や、軌道の計測データの改ざんの問題については、事実確認や問題の背景を徹底的に把握するため監査体制を強化している。今後、事案に応じて問題点を把握するため、効果的な監査のやり方について、監査員の増員等を含めて柔軟に対応していきたい。

(6)基準緩和で延長された車両の検査周期について、見直すこと

【回答】技術の進展等により機器類の信頼性が向上し、重要部検査と全般検査の周期を見直しが行われ、民営化時に比べて検査周期の延伸が行われています。単に車両の製造年の古さだけをもって検査周期を決めることにはならないと考えている。鉄道事業者が保有する車両の実態はさまざま、車両に関わる各種要因を考慮して、鉄道事業者の責任において個別に検査周期を定めることが望ましいと考えている。JR 北海道でも、技術の進展による機器類の信頼性の向上等があったことから、監査周期は民営化時に比べて延伸されているが、5 つの車両においては従前の検査周期のまま据え置くなど、細かな対応がされている。

(7)鉄道の安全運行のための予算を十分確保すること

【回答】JR 北海道は分割民営化当時から厳しい経営状況が予想されていたため、経営安定基金を設置し、基金の運用益で営業損失を補うこととしてきた。一方、低金利で経営安定基金の運用益自体が長期的に減少していることから、平成 23 年度に実質的な経営安定基金の積み増しや、老朽化した施設への支援など拡充している。JR 北海道は、このような支援策を有効に活用しながら、安全確保に向けた必要な投資を着実にすすめていく必要があると考えている。

(8)研究者や労働者などを交えて検証する特別機関を設置し、国鉄の分割民営化について総括を行うこと

【回答】国の分割民営化の結果、鉄道サービスの信頼性や快適性が格段に向上している。JR 北海道・四国・九州については、分割民営化当時から厳しい経営状況が予想されたため、経営安定基

金の設置や、老朽化した施設に対する支援を平成 23 年度から拡充して支援してきた。同社には、こうした支援を活用しながら、安全を最優先に、経営基盤・収益基盤の強化をはかる経営自立に向けた取り組みが着実に取り組まれるよう指導していく。

【真下】（JR 北海道は分割民営化後）効率性が優先され、100 人以上いた保線所の人員が十数人になるなど考えられないような保安・検査体制の縮小が行われてきたもとので、3 年前からトラブルが連発し、重大化してきた。JR 北海道だけに改善を求めるのは困難だ。法令違反も犯している。経営に対する国の支援をもう少ししなければ、鉄道の安全は守れない。技術進展で車両の検査周期が延伸されたと言うが、ではなぜこのような事態が続いているのか。工場で検査をする労働者は「出車して 3 カ月の車両が事故を起こした。なぜ基準をクリアしているのに事故を起こすのかわからない」と言っている。基準が実態に合っていないと考えるのが妥当ではないか。厳しい目線で、安全を確保するための基準を、JR 北海道と一緒に考えてほしい。中途採用も含めて職員の採用もすべき。8 月の交渉では、あなた方から「安全基本計画を立てているところなので、すぐには改善できない」と言われた。鉄道事業者は命を運んでいるのに、こうした国の姿勢に不信感を持った。これまでなぜ国は監査の力で（安全を脅かす問題の背景を）見つけることができなかつたのかということを含めてきちんと対応してほしい。

【国交】（安全基準については）監査の機会を通じて指導し改善を求めていく。

アベノミクスで経営安定基金の運用益が上がり、当初の計画より見通しはよくなっている。特別保安監査の結果、安全投資を含めて取り組むべき事項が出てくると思うので、適切に対処する。

【畠山】JR 北海道本社では、何をどう解決したらよいか、判断ができなくなっている印象だ。第三者機関の設置など国の責任で適切な指導・監督をしてほしい。現場の労働者は一生懸命にやっているが、人手が足りず負担が増大している。JR は今までの教訓を踏まえているのかと、心配だ。

【森】道民は大変心配している。毎日の足として乗車せざるを得ない。（問題が起こる度に）JR 北海道本社に要請するたびに「改善します」のくり返し。前回の要請は、「安全風土が崩壊していると思う」と言われた。事態は深刻だ。8 項目の具体的な要請をしたのは、JR 北海道まかせにはできないため具体的に踏み込んだ指導をしていただきたい。特急列車が走っていたところでも、（基準値と異なる）レール幅の（放置の）問題があった。130 ㎞で走行する特急列車が脱線したらどうなるか。「絶対大丈夫」と言える JR 北海道に立て直していくために、厳しい目線で指導していただきたい。

2. 精神障がい者の交通費への助成をすること

国土交通大臣が定める「一般乗合旅客自動車運送事業標準輸送約款」が改正され、新たに精神障がい者への割り引きが明記されたが、実施は事業者の判断であり、JR など大手運行会社は割引除外のままになっている。国の責任で適用するとともに、そのために財政措置をすること

【回答】実施にあたっては、事業者の経営状況が大きく影響している。バス事業では年々輸送人員が減少していて、全国では 7 割、地方部では 87% の事業者が赤字経営で、事業者が国や自治体などから運行費などの助成を受けている。割り引き実施には、事業者の理解と協力が不可欠であり、引き続き事業者の協力を求めていく。

【田中】昨年、やっと約款を改定されたが、JR バスなど大手のバスは「赤字で割り引きはできない」という回答だ。札幌市は助成をして割り引きが適応されても、札幌市を出ると、同じ JR バスに乗っていても健常者同様に料金がかかる。国として（助成を）上乘せして、全国どこでも精神障がい者が社会参加できるようにしてほしい。

【国交】割り引きを事業者が拡大すると、運行費の助成が多くなります。その切り口から私どもが努力していくのか、障がい者の負担軽減をはかっていくか、厚労省に負担を求めていくという考え方もある。

3、台風 18 号が襲った釧路町では、釧路川水系・別保川からの逆流を抑えるため、水門を閉めた際に内水氾濫が発生した。釧路川・別保川での水害対策と合わせ、国・道・町で三者協議をおこない対策を急ぐこと

【回答】現在、3 者で協議をし、どういう対応ができるか検討している。

【畠山】春先にも同じような水害があった。山に囲まれた地形のため、川の水位が上がると水の逃げ場がない。抜本的な対策を検討する必要がある、というのが町や関係者の共通した認識であり、釧路川を含めた総合的な対策の検討が必要だ。

【国交】川の流れを阻害している樹木を整理し、少しでも水位を下げることを検討している。どのように雨水が流れるか、集まりやすいかなどについての対応を、現地で整理し検討しているはず。技術的な部分で難しい面も出てくると思うので助言、支援を考えていきたい。

【森】国道が水に浸かり、町職員が救助にも行けない、町役場も浸水するような状況だった。町に住んでいる方は、地形や原因についても知りたいのことはわかっているので、ぜひ町に現状を聞いて具体的な対応をしてほしい。(近年)北海道に襲来する台風が増え、大型化しているので、来年以降すぐに対策が必要になると思われる。急いで取り組みを。

4、国道 227 号線の中山トンネルは、水害などで通行止めになることも多く、関係自治体から改善が要望されている。今年度は調査費が計上されているが、調査結果にもとづき改善を急ぐこと

【回答】中山トンネルが老朽化しているので、別線のルートを考えており、今年度新規事業化したので、測量・設計と地質調査をしている。早期改善に向けてすすめていく。

【畠山】救急患者を運ぶために 227 号線を通る必要がある。大雨が降ると中山峠が通行止めになってしまい、道道も一週間ほど通行止めとなった。今後の計画を教えてください。

【国交】現場は地滑り地帯が多く、地形的に厳しい所。地質調査をはじめたところで、こういったルート、工法がいいのか、詳細につめていかなければならない。地元のご要望は十分承知している。

5、災害復旧事業は原型復旧が原則とされているが、くりかえし災害が起きないような改良措置をとる事業とすること

【回答】さまざまな機会を通じて、これまでも改良復旧は可能だと周知しています。原型に復旧することが不相当だと判断されれば、その構造や材質を、被災状況に応じて変えて復旧できることになっている。河川の被災箇所の場合、上下流が改修済で被災したとして、一連の区間として効果が増大するような場合、前後の施設の高さに合わせて堤防そのものかさ上げをすることは、通常の復旧事業のなかでも認められている。

また河川等で氾濫が生じた場合、河川の氾濫を軽減する改良復旧事業がある。自治体等に周知することで活用していただければと考えている。

【畠山】壊滅まではいかないが、くり返し部分的に壊れる状況が発生している。その場合、急いで町が持ち出して復旧することになる。もしかすると、改良復旧の中身について国の方からも情報提供や相談に応じてほしい。

【国交】災害復旧事業については、国交省防災課で直接、自治体側からご相談いただける制度がある。市町村は道を通じてご相談いただければ、個別に応じたい。

【厚生労働省】

1、北海道の最低賃金を大幅に引き上げて生活保護との「逆転現象」を解消すること

【回答】北海道については、残念ながら「かい離」が残っている。最低賃金が生活保護の水準を下回っていることは、モラルハザードの観点からも問題であり解消すべく努力している。最低賃金法に「(生活保護との) 整合性をはかる」という主旨に乗っ取り引き続き解消にむけて、取り組んでいきたい。

【森】北海道だけかい離がただされず、本当に情けない思い。フルタイムで働いても(賃金は)12万に満たない状で、年間でも140万円。ダブルワーク、トリプルワークを余儀なくされている実態もある。必ず生保とのかい離をただしてほしい。最低賃金でまともに暮らしていけるだけの(大幅に)引き上げを求めたい。生活保護費とのかい離縮小を理由に、小幅な引き上げということにはなりかねない。

【厚労】最低賃金を3要素のひとつに「生計費との整合性」があり、それすらも解消されていない、ということかもしれないが、それが解消されたからといって上げ幅に直接的に影響するものではない。賃金を上げられる環境づくりに取り組んでいただくことで最低賃金も上がるのが理想。引き続き、最低賃金そのものの引き上げをはかるべきだというのが厚労省の考え方だし、日本再興戦略にもその旨が書かれている。

2、雇用促進住宅の廃止方針を撤回すること。計画的な修繕で住宅を有効活用すること

【回答】中長期的には、譲渡・廃止を行っていくべきものと考えており、現時点では閣議決定の変更は考えていない。東日本大震災の被災者等への提供などで、引き続き活用をはかるとともに、現在入居されている方々にも配慮しつつ、入居者付きでの地方公共団体等への譲渡を着実にすすめているところ。住宅の修繕については、閣議決定にもとづき計画修繕は廃止されているが、入居者の日常生活に支障がないよう、入居者の生命、身体の安全等に危険を及ぼす可能性のある箇所の修繕については実施している。

3、雇用促進住宅の階住み替えは、これまで通りの契約にするなど柔軟に対応すること

【回答】原則として、廃止決定していない住宅にのみ認めています。廃止決定した住宅についても、身体的自由により通常の生活に支障をきたす場合に限っては、住戸の変更を特例的に認めている。

【田中】私が相談を受けた方は廃止が決定された住宅の4階に住んでいるが、心臓病になり、医者から階段の上り下りは控えてほしいと言われ、「1階に住みたい」と管理会社に申し出たら、「それはできない」と。高齢で今から別の雇用促進住宅に移ることもできず、行き場所を失っている。管理会社は「委託されて仕事をしているので、特例で認めてしまえば、来年度以降仕事をもらえなくなる」と言っていた。特例があるということは、現場まで行き届いてないのではないですか。

【厚労】廃止決定した住宅についても、体が不自由な方で、(例えば)4階から1階に移動したいという要望があれば、空き部屋の状況にもよるが、特例的に1階に入居することは可能。ただ、移動すると、平成15年11月以降から普通借家契約から2年契約の定期借家契約に移動しているので、(それが適用されることを)ご了承ください。

4、生活保護制度の拡充を

(1)生活保護費基準額の引き下げを中止すること

【回答】社会保障審議会の検証結果や、デフレ傾向を勘案したなかで、これまで据え置かれてきた物価等を勘案して必要な適正化をはかるべく、見直しを行っている。激変緩和措置で1回でやらずに3年かけている。来年度以降の実際の基準額は、予算編成過程のなかで、消費税増税の議論

もある。それも踏まえて検討していくものと考えている。

【田中】デフレだからというが、日用品は高い。

【厚労】単純にすべての品目をとってデフレを見ているわけではない。扶助がある医療や住宅や車など制度上原則保有できない項目を除いている。生活保護世帯の物価の動向は下がっている。

(2)生活保護法改正案を撤回すること

【回答】いま国会で審議されているところ。真に必要な方を確実に保護するという制度の基本、根幹部分は何ら変わるものではない。適正に運営していきたい。

【田中】生活保護の不正受給はごく一部だ。生活保護を受給しなくても生活できるよう最低賃金や年金を引き上げることに力を入れるべきではないか。

【厚労】生活保護は最後のセーフティネットとして、年金や保険制度など社会保障で受け止められるにこしたことはない。一方で、大原則として真に必要な方の生活保護を確実に行うことは、法改正でも何ら変わるものではなく、今後とも維持する。

平成 23 年度実績で、3 万 5 0 0 0 件、173 億円の不正受給があった。制度の信頼、持続可能な生活保護制度を維持していくためにも不正事案には厳正に対処することが大切だと思います。

(3)生活保護の冬期薪炭の復元、増額を行うこと

【回答】冬期薪炭費の増額等は、最低生活の引き上げということに関わる問題でもあり、一般低所得者との均衡等を考慮しながら、その必要性や特別な事由の有無などを慎重に検討すべきこと。生活保護の基準部会等で議論されるものと承知している。

5、生活困窮者自立支援法改正案を撤回すること

【回答】生活保護にいたる前に早目に支援をするため、相談機関などを自治体に配置し、待ちの姿勢ではなく、ニーズを見つけて早目にアプローチして、早期予防・早期支援に努めるための法律だ。生活保護と、生活困窮者自立支援法とで重層的にセーフティネットを分厚くしていくことを検討している。

6、障害者雇用促進法改定案の「施行を5年後」とあるのを削除し、早期に実施を実現すること

【回答】精神障がい者の方の雇用の義務化は、平成 3 0 年 4 月から施行される。法案は 6 月に、衆院でも参院でも全会一致で成立した。障がい者の雇用率は、原則として 5 年に 1 回改定している。今年の 4 月、障がい者の雇用率 1. 8 % を 2. 0 % 引き上げたばかり、施行を早めて雇用率を上げるのは難しい。

【田中】障がい者の雇用は、民間も公共でも国の基準に達していない現状がある。少しでも早目に雇用率を上げられるよう働きかけてほしい。障がい者は作業所ではなく、健常者と一緒に働きたいという思いがある。

【厚労】障がい者の雇用は前年 7 % のび、とくに精神障がい者の雇用は前年比 33. 8 % 増で、着実に進んでいる。

7、リンパ浮腫治療について

(1)治療の一つであるリンパ排液マッサージの保険適用など、リンパ浮腫治療への助成を拡充すること

【回答】平成 24 年度の診療報酬改定で、リンパ浮腫の重症化を抑制するための指導を実施した場合、地域連携診療計画にもとづいた治療を行う他のものにおいても算定可能とした。リンパ浮腫治療を含めて、診療報酬上は、次回平成 26 年の診療報酬改定にむけて、中央社会保険医療協議会で議論を行っているところで、引き続き検討していきたい。

(2)弾性ストッキング購入数について、保険適用拡大か補助制度を設けること

【回答】弾性ストッキングは、平成 2 0 年の 4 月に療養の支給対象としたが、治療のための弾性ス

トッキングは、医学的見地が十分確立されたものとは言えなかったため、保険導入にはいたらなかった。弾性着衣は、洗い替えを考慮し、装着部位ごとに2着を限度として療養費の方で一度に購入できることを通知で出している。弾性着衣は経年劣化することから、前回の購入後、6カ月経過して再度購入された場合は療養費として支給されている。これらのことから、弾性ストッキングを購入できる数量は妥当である。

【田中】夏場は、汗をかき、1日に2回以上替えることもある。しかし、3足以上は全額自己負担。相談者の（ストッキングの）足の裏は、擦り切れていた。1足2万5000円くらいで高く、3足、4足と増やしてほしい。

【厚労】（弾性ストッキングの購入は）療養費という形をとっているため、基準としては一律年間4足となっている。地域差、気候差を配慮できるかは、ご要望として受けてみたい。

8、保育制度について

(1) 保育士等処遇改善臨時特例事業の継続など、保育士の処遇改善をすすめること

【回答】予算編成過程で検討している。保育所の処遇改善については重要な課題と考えており、引き続き取り組みをすすめていきたい。

(2) 保育士の配置基準を緩和せず、加配などの措置をとること。

【回答】保育士の加配は質の高い保育の提供という観点からも重要と考えており、子ども・子育て新支援制度では保育士の職員配置等の改善を含む、保育の質の向上について、子ども・子育て会議の議論を踏まえ、優先順位をつけながら検討していきたい。

(3) 待機児童の解消は、国と自治体の責任による認可保育園の増設ですすめること

【回答】保育の量拡大に向けた必要な取り組みと、保育の質確保を強く求めている保護者の方々の声の両立をはかりながらスピード感をもって強力に取り組みをすすめていく必要がある。「待機児童解消加速化プラン」で、総合的な支援パッケージという形で、保育の質の向上をはかりながら多くの量拡大をすすめていく。「加速化プラン」実施によって、質が確保された保育所での保育を希望する保護者に応えていきたい。

【田中】札幌市では、高架下に認可保育園ができました。防音が効いてはいますが、園庭も高架下で日が当たらない状況です。保育園設置に、騒音・振動の基準はありません。質の向上をめざすのであれば、このような環境の保育園を認可するのはおかしいと思います。

【厚労】都道府県および市町村が認可権者なので、お話があったことを担当者に伝えたい。

10、国民や自治体の負担増を招く介護保険制度改悪をやめ、「介護難民」の解消にむけて国の公費負担を拡充すること

(1) 特別養護老人ホームの新規入所者を重度者(要介護3)に限定しないこと

【回答】「要介護1、2」の方の割合は一割程度となっている。一方で、入所を希望している要介護の高齢者が数多く存在している。機能の重点化をはかり新規入所を「要介護度3」以上の高齢者に重点化を行うことが適切と考えている。「要介護度1、2」の方でも、やむを得ない事情から特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難だと認められる場合には、特例的に入所を認めることも検討する必要があると考えている。社会保障審議会の議論も踏まえて検討を続けていきたい。並行して、地域包括ケアシステムの構築を推進する。在宅サービスの充実や、高齢者の地域生活の基盤としての住まいの確保に向けた取り組みをすすめていく。

(2) 介護保険の給付対象から軽度者(要支援1、2)外しをやめ、介護給付で受けられるサービスを国の責任で拡充すること

【回答】一人暮らしの高齢者、認知症高齢者が急速に増加し、特に軽度の方を中心に生活支援のニ

ーズが高まっている。多様な生活支援サービスが地域で提供される体制の構築が重要になってきており、訪問介護と通所介護を地域の実情に応じて効果的、効率的なサービスが提供できるように地域支援事業への移行を検討している。財源は、今までの予防給付と同じく国と都道府県、市町村、保険料で成り立っているという意味では一緒。市町村が中心になって、地域で多様なサービスが提供されるような（体制）構築の取り組みが必要となってくる。

国としては、市町村による事業に支援を行っていきたいと考えている。いま介護を受けられている方が困らないように配慮をしていきたい。現在、介護保険部会で議論されているところなので、引き続き検討していく。

【熊谷】高齢者のみなさんが安心して住み続けられるようにするにはどうしたらよいか、ということを考えてほしい。夕張は超高齢化社会になっている。医療施設の職員や商店の方たちが情報を共有し、ネットワークをつくりながら、街全体で高齢者を見守ろうという体制ができつつあるが、そこまでいっていない地域も多い。職場環境が劣悪すぎて、収入も少ないため、施設で働く方が辞めていく方がたくさんいる。介護を必要としている方はたくさんいるのに、従事する方が足りなくなっている。国として安心して介護に従事することができ、若い人たちが介護の現場で仕事しようと思える状況をつくってほしい。

【菊地】よく相談を受けるひとつは、介護保険料が高く、利用料が高いということだ。介護を利用したいけど利用できないという実態がある。もうひとつは老老介護。介護保険を導入したときの精神から制度の中身がはずれてきている。国として財源の持ち出しや、施設をつくることで利用者や自治体の負担が跳ね返らないような、抜本的な制度の改正をしてほしい。利用者を締め出すようなことはしてほしくない。

【畠山】市町村にやってもらうというやり方に、現場は全然納得していない。訪問・通所を地域支援事業にするというが、（平成23年から始まっている）日常生活支援総合事業は、北海道では1自治体しかできていない。そういう状況で、地域支援事業といっても、財源的な保障や人的な資源（確保の）見通しは立たない。本当に可能だと言えるのか。

【厚労】日常生活支援総合事業は、ご指摘の通り全国で27の保険者の実施で、かなり少ない。地域の受け皿を確保できていないという自治体の不安の声を聞いているので、支援策としてガイドラインを示し、自治体ごとに格差も生まれていると思うので、小さい自治体での取り組みの事例も集めて、制度の施行前に国としても支援をしていきたい。地域づくりもあわせて見直してほしい。

【畠山】（自治体で）できるなら、もうやっているではないか。すでにやっている自治体も頭を悩ませている。夕張のように高齢化率が4割を超える地域が増えているなかで、本当に可能だと思っているのか。簡単にすすめるべきではない。

(3) 難病患者の重症患者への自己負担化と「軽症者」の助成対象はずしを行わないこと

【回答】現在、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会で、医療費助成の対象患者の考え方については、「対象疾患に罹患している者のうち、日常生活または社会生活に支障がある者」としてはどうか、と議論されている。負担額がゼロ円となる「10条患者」の特例を見直し、すべての者について、所得等に応じて一定の自己負担を求めること、とされています。各方面よりいただいたご意見等を踏まえながら、今後さらに検討をすすめ、公平かつ安定的な医療費助成の制度を確立していきたい。

11、小規模有床診療所のスクリンプラー設置などにかかわる財政支援を行うこと

【回答】スプリンクラーの設置は、多額な費用が発生するため、何かしらの支援が必要だと考えて

いる。福岡での火災事故を受けて、消防庁で「有床診療所火災対策検討部会」を設置し、厚労省も委員として参画している。このなかで防火対策に対して検討していくとしていて、それが実効性のあるものになるよう、財政支援を検討していきたいと考えている。

12、有床診療所の経営が維持できる診療報酬体系に見直し、夜間も看護師配置加算についても増額すること

【回答】有床診療所に対する診療報酬は、医療法上、医師や看護師、設備等の基準が病院に比べて緩和されていることを踏まえた入院基本料とする一方、平成 24 年に緩和ケアやターミナルケアなど、果たす機能に応じて加算を評価した。

次期会計における社会保障・税一体改革関連の基本的な考え方で、有床診療所については、病院からの早期退院患者の受け入れ、在宅患者の急変時の受け入れ、在宅医療の拠点、専門医療を担う機能等の機能に応じた評価を検討することとしていて、今後さらに中医協で検討していきたい。